

13 税 金

所得税・住民税

■対象者 本人・同一生計配偶者が障害者、扶養親族に障害者がいる方

■内 容

区 分	所 得 税	住 民 税
特別障害者控除	所得金額から 40 万円が控除	所得金額から 30 万円が控除
	身体障害者手帳 1・2 級	
	療育手帳 ①～A の 2	
	精神障害者保健福祉手帳 1 級	
障害者控除	所得金額から 27 万円が控除	所得金額から 26 万円が控除
	身体障害者手帳 3～6 級	
	療育手帳 B の 1・2	
	精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	

※同一生計配偶者または扶養親族が同居特別障害者の場合は、所得税は 75 万円、住民税は 53 万円控除されます。詳しくは税務署または市税事務所にお問い合わせください。

※ 65 歳以上の方で、6 か月以上ねたきりの状態が続いている方、認知症などで日常生活に支障のある方は、「障害者控除対象者認定書」により、障害者控除の申告が可能です。

詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。

区	電 話	F A X
中 央 区	043-221-2150	043-221-2602
花 見 川 区	043-275-6425	043-275-6317
稲 毛 区	043-284-6141	043-284-6193
若 葉 区	043-233-8558	043-233-8251
緑 区	043-292-8138	043-292-8276
美 浜 区	043-270-3505	043-270-3281

■窓 口

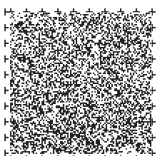
所得税	名 称	所 在 地	電 話
	千葉東税務署	〒 260-8577 中央区祐光 1-1-1	043-225-6811
	千葉西税務署	〒 262-8502 花見川区武石町 1-5-20	043-274-2111
	千葉南税務署	〒 260-8688 中央区蘇我 5-9-1	043-261-5571

※ 税に関する詳しい内容は、国税庁ホームページにも掲載されています。

国税庁ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp/>

住民税	名 称	所 在 地	電 話	F A X
	東部市税事務所市民税課 (中央区・若葉区・緑区)	〒 264-8582 若葉区桜木北 2-1-1 若葉区役所内	043-233-8140	043-233-8354
	西部市税事務所市民税課 (花見川区・稲毛区・美浜区)	〒 261-8582 美浜区真砂 5-15-1 美浜区役所内	043-270-3140	043-270-3227

※市税事務所が設置されていない区役所(中央・花見川・稲毛・緑区役所)には、税務証明や申告・相談の窓口として「市税出張所」をそれぞれ設置しています。



個人事業税

- 対象者 両眼の視力（屈折異常のある人については矯正視力）が 0.06 以下の方
- 内 容 あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復などの医業に類する事業を営んでいる場合、個人事業税はかかりません。
- 窓 口 事業所を管轄する県税事務所

名 称	管轄区域	所 在 地	電 話	F A X
千葉県 中央県税事務所	千葉東税務署 千葉南税務署 管内にある事業所	〒 260-8654 中央区都町 2 - 1 - 1 2	043-231-0161	043-231-4577
千葉県 千葉西県税事務所	千葉西税務署 管内にある事業所	〒 261-8508 美浜区真砂 4 - 1 - 4	043-279-7111	043-279-9271

相 続 税

- 対象者 日本国内に住所があり、相続または遺贈により財産を取得した方で、被相続人の法定相続人であり、かつ 85 歳未満の障害者
- 内 容 障害程度・年齢に応じて下記の控除が受けられます。
- 障害者控除 : 85 歳に達するまでの年数 × 10 万円
 - 特別障害者控除 : 85 歳に達するまでの年数 × 20 万円

■窓 口

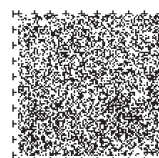
名 称	電 話
千葉東税務署	043-225-6811
千葉西税務署	043-274-2111
千葉南税務署	043-261-5571

贈 与 税

- 対象者 国内に居住する特別障害者及び精神に障害のある方
- 内 容 特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権を贈与により取得した場合で、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を経由して、所管税務署に提出することにより、信託財産の価額が 6 千万円（特別障害者以外の方は 3 千万円）までは、贈与税がかかりません。

■窓 口

名 称	電 話
千葉東税務署	043-225-6811
千葉西税務署	043-274-2111
千葉南税務署	043-261-5571



自動車税・軽自動車税の減免

■対象者

- 身体障害者手帳をお持ちの方で以下に該当する方

障 害 の 区 分	障害の級別		障 害 の 区 分	障害の級別
視 覚 障 害	1級～3級、4級の1※		心 臓 機 能 障 害	1級・3級・4級
聴 覚 障 害	2級・3級		じ ん 臓 機 能 障 害	1級・3級・4級
平 衡 機 能 障 害	3級		呼 吸 器 機 能 障 害	1級・3級・4級
音声機能障害・言語機能障害	3級(喉頭摘出に係るものに限る)		ぼ う こ う 機 能 障 害	1級・3級・4級
上 肢 不 自 由	1級・2級		直 腸 機 能 障 害	1級・3級・4級
下 肢 不 自 由	1級～6級		小 腸 機 能 障 害	1級・3級・4級
体 幹 不 自 由	1級～3級・5級		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	肝 臓 機 能 障 害	1級～4級
	移動機能	1級～6級		

※ 視覚障害の4級の1：視力障害
4級の2：視野狭さく

- 療育手帳をお持ちの方で以下に該当する方

- (1) ① (①の1・①の2)・Aの1 (軽自動車税はAの2を含む)
- (2) Aの2で「音声・言語又は上肢機能障害があり身体障害者手帳3級」の方

- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 (軽自動車税は精神通院医療に係る医療受給者証をお持ちの方)

■内 容

- 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする方が所有する自動車で、身体障害者等本人が運転するか、身体障害者等と生計を一にする方が専ら当該身体障害者等のため (通学・通院等) に運転する場合、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有し、当該身体障害者等を常時介護している方が専ら当該身体障害者等のため (通学・通院等) に運転する場合、1台に限り減免となります。(軽自動車税は、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が所有し、当該常時介護する方が専ら当該身体障害者等のため (通学・通院等) に運転する場合も減免となります。)

■申請時期

- 自動車税：下記の期限のうちいずれか遅い日まで
 - ・納税通知書の納期限 (5月31日※)
 - ・自動車登録年月日又は新規障害者手帳交付日から1か月以内
- 軽自動車税：納期限 (5月31日※) まで

※5月31日が土曜日または日曜日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

■窓 口

必要書類等、内容及び手続きの詳細については下記へお問い合わせください。

税の種類	名 称	所 在 地	電 話	F A X
自動車税	千葉県自動車税事務所	〒260-8523 中央区問屋町1-1-1	043-243-2721	043-243-2555
	千葉県中央県税事務所	〒260-8654 中央区都町2-1-1-2	043-231-0161	043-231-4577
	千葉県千葉西県税事務所	〒261-8508 美浜区真砂4-1-4	043-279-7111	043-279-9271
軽自動車税	東部市税事務所市民税課 (中央区、若葉区、緑区)	〒264-8582 若葉区桜木北2-1-1 若葉区役所内	043-233-8137	043-233-8354
	西部市税事務所市民税課 (花見川区、稲毛区、美浜区)	〒261-8582 美浜区真砂5-1-5-1 美浜区役所内	043-270-3137	043-270-3227

